26 日工会第 107 号
2026 年 4 月 13 日

輸出管理委員会
輸出管理部会委員　殿

（一社）日本工作機械工業会

輸出管理委員会　第 9 回輸出管理部会 記録

1.日　時　2026 年 4 月 8 日（水）13：00～16：50

2.形　式　対面形式及びオンライン形式

3.会　場　機械振興会館 5 階「5S-2」会議室

4.出席者（順不同、敬称略）計 23 名：うちオンライン参加 10 名

部 会 長	柴田　明仁（オ ー ク マ）	
副部会長	大友　明宏（芝 浦 機 械）	
委　　員	淺羽　隆好（エンシュウ）	佐藤　忠仁（オ ー ク マ）
同	大橋　敏雄（ジェイテクト）	柴田圭太郎（ジェイテクト）
同	堀内　雅志（ｼﾁｽﾞﾝﾏｼﾅﾘｰ）	小澤　裕二（高 松 機 械）
同	中平　弘樹（DMG 森精機）	吉村　　司（中村留精密）
同	久良　賢二（ﾆﾃﾞｯｸﾏｼﾝﾂｰﾙ）	宮嶋敬一郎（ファナック）
同	中村　　真（ブラザー工業）	小畑　哲朗（ホ ー コ ス）
同	山田　裕樹（牧野フライス）	七井　正三（三 井 精 機）
同	河合　泰弘（三 菱 電 機）	大西　健介（ﾔﾏｻﾞｷﾏｻﾞｯｸ）
研 究 員	松浦　和雄（日本工作機械工業会）	
ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ	菊川　真也（三 菱 電 機）	
事 務 局	辻　知成、礒嵜　裕行、下里　拓朗	

5.議　事

冒頭、柴田部会長より「第 9 回輸出管理部会に出席をいただき感謝を申し上げる。オンラインとの併催ではあるが熟議を尽くしたい。」旨の挨拶があった。

（1）日工会様式製造者チェックフォームの見直しについて

①事務局より、資料 No.1 に基づき、日工会様式製造者チェックフォームの見直しについて、主に前回部会の討議を踏まえて委員より指摘のあった部分を反映した更新内容等を中心に、説明があった。

ア．P.2「4.実測結果に対する製造者の判定」の「ウ.必要書類は添付されているが、内容等に不備があるため、再度確認後に提出依頼」について、下線部分を前回の部会での指摘を踏まえ、「不備を見直した後

に再度提出を依頼」に変更。

【補足】

■チェックフォーム記入方法が分かりづらいと回答した方からの指摘

「再度確認後に提出依頼」の意味が理解できないとの意見があり、こちらとしても真意を説明できなかった。そのため、「ウ.必要書類は添付されているが、内容等に不備があるため、再度確認後に提出依頼」を「ウ.必要書類は添付されているが、内容等に不備があるため、再度提出を依頼」としてはどうか（「イ.必要書類が不足につき、再度提出を依頼」を合わせる）

■その指摘に対する前回部会での意見

「イ．必要書類が～」の内容とは趣旨が異なるため、「再度提出を依頼」でなく、「不備を見直した後に再度提出を依頼」とする方が適切。

イ．他の吹き出し箇所は、現状維持。

②以上の説明を受けて、委員より以下要旨の意見が挙がった。

ア．各吹き出し内容の指摘内容はその通りであるため問題ないが、エビデンスのサンプル（例：レーザー測長機のシリアル写真、測定環境写真等）が必要（不慣れに対する正しい導きが必要）。

イ．申告値の申請に必要となるISOの測定結果、温度の測定結果や上記エビデンス等で整理整頓していけば、それなりに本チェックフォームの理解が深まる。

ウ．事務局において必要なエビデンスをリストアップし、委員に提出を求めてはどうか。

③委員からの意見を受けて、事務局より以下要旨の意見があった。

ア．事務局側には、現在ＨＰに掲載している測定機器メーカー提供の測定見本以外のエビデンスとなる資料はない。吹き出しに記載の各エビデンスについて、会員各社が実際に中古機測定結果の確認対応された際に得たエビデンスが残っている場合は、全て提供をお願いしたい。会員企業からの提供がないエビデンスは見本の掲載は困難。

イ．P.4の水平出しの箇所に対する意見：「メーカー許容値を測定者が正しく把握されているか判断するため、メーカー許容値と測定値の記載を指示してください。」は、そもそもメーカー側で持っている許容値と測定値をどのように本フォームに反映させるかが疑問。他の吹き出し意見についても疑問に感じる箇所があり、先ずは各吹き出し意見の精査が必要。

ウ．画一的なデータの提供は難しいかもしれないが、本チェックフォームを輸出管理委員に評価いただく際に、併せてエビデンスの提供を

依頼してはどうか。

④以上の意見を踏まえ、柴田部会長より今後のステップについて、以下の発言があった。

ア．次回部会（5/29）までに、事務局において本チェックフォームのエディトリアルな修正を行い、次回部会において改めて内容を精査した後、6 月に開催予定の第 2 回輸出管理委員会において、先ずはエディトリアル版を委員に諮る。

イ．併せて、委員各社から提供可能なエビデンスを事務局において収集する（エビデンスの収集は 6 月の委員会に間に合わせずに進めていく）。

（２）2025 年度工作機械の輸出管理講習会 開催結果

①事務局より、資料 No.2～3 に基づき、2 月に開催された国内向けの工作機械の輸出管理講習会の結果について以下要旨の説明があった。

ア．申込ベースでは 829 名の申し込みがあったが、実際の会場来場者数とオンライン受講者数は 765 名。

イ．受講者にオンラインでのアンケート回答を依頼し、516 名から回答を得た（67.5%）。

ウ．業種は 89%が工作機械メーカー、6%が工作機械商社、工作機械ユーザが 1%、その他 4%は工作機器メーカーや測定機器メーカー。

エ．講習会全体の満足度としては、満足とだいたい満足で 95%（満足度の設定値は 7 割程度）。

オ．講習会への意見として、規制や法改正の再確認の機会として今回の講習が役立った、受講して、自分が忘れている点を再確認できて良かった、といった意見あり。

カ．個別相談者に対して実施したアンケート結果（全 5 件）では、全員から「個別相談により理解が深まった」、「また個別相談を利用したい」との回答が得られ、満足度の高い結果となった。

キ．個別相談を利用した主な理由として、「他社事例を参考にしたかった」ことが最も多い。また、会場参加には個別相談を受けられるメリットがある点を強調するとよい、との意見あり。

②委員からの意見は以下要旨の通り。

ア．今後の講習会に期待する点として、他社事例の紹介や該当役務の参考事例紹介等を挙げている意見があるが、これらの事項は輸出管理研修会において取り上げているため、これらの意見を挙げた受講者が研修会にも参加され、事項がクリアになっているかどうかも把握できるとよい（併せて、研修会への参加もアピール）。

イ．受講者の担当業務（例えば、営業関連の経験年数等）による要望も

さらに具体的に把握できるとよい。

ウ．今回の受講者による理解度や満足度の高さから、講習会の開催内容やテーマは現状維持のままでよい。

エ．円グラフの数字を見て誤解を招く表記（例えば、441、85%）となっているため、誤解を防ぐために表記を修正した方がよい。

オ．アンケート結果を公表し、個別相談のメリットをアピールできるとよい（例えば、開催案内時に公表）。

カ．各会場のキャパはいかがか。⇒（事務局）オーバーフローしないように設定している。

キ．オンラインキャパにもよるが、オンラインでの受講条件として、自身の予定に合わせて受講できると日常業務との兼ね合いが付けやすい（例えば、プログラム１は名古屋、プログラム２は東京）。また、オンラインで質問しない受講者に対しては、Teams Live を使用するのも一案。

ク．アンケートの集計方法について、例えば「1 年未満」と「1～2 年」を入門者として含めると約 64%となり、講習会の主旨と参加者の割合の妥当性がもう少しクリアになる。よって、入門者の定義を少し見直してもよい。

ケ．講習会と研修会の使い分けの案内を明確にできると、受講者の満足度も今以上に上がる。

③以上の意見を踏まえ、柴田部会長より以下の発言があった。

ア．次回以降も今回の講習会の進め方を踏襲することとしたい。

イ．部会において事前質問内容の確認を十分に行えるよう、事前質問の受付期間にも留意しながら進めたい。

ウ．次回講習会の開催案内に今回の個別相談会が有用であったことが分かるよう、資料 No.3 の内容も掲載する方法を検討してほしい。

（３）需要者等における誓約違反事象に関する調査結果について

①事務局より、資料 No.4～7 に基づき、需要者等における誓約違反事象に関する調査の結果について、以下要旨の説明があった。

ア. 需要者等における誓約違反事象に関する調査結果（2025 年 1～12 月）について（主な誓約違反事象）

a. No.400　移設検知装置を搭載していたにもかかわらず事前同意手続きを行わなかった理由は、台湾商社において輸出許可条件等に関する理解が不十分であったことに加え、自社側の説明が不十分であったことによるものである。以降の対応として、契約の際には、web 会議などで現地とつなぎ、安貿職員が説明を行う。

b. No.401　現地より対象機の移設相談を受けた際に、機械の登録情報を確認したところ、吸収合併で消滅した元社の登録だったため、改

めて確認した結果、消滅会社の所有権が合併先に移っており、このケースは再販売として取り扱う必要があったことが判明。経産省より指示があり、LOA→EUC の切り替えの事後処理で対処。

c. No. 404　移設検知装置が古く作動しなかったため発見が遅れたので最新の移設検知装置を取付予定。移設の連絡があった場合キャンセルになったということを勝手に判断しないことを再教育。

d. No.408　最終需要者が自国の中古機業者へ売却。その時老朽化した不要な設備の売却だったため、当社台湾現法への連絡を失念。年 1 回、需要者宛に再移転、再販売、再輸出に際する事前相談を求めるレターを送付。直近では 2025 年 10 月に送付済み。

イ. 2015 年 1 月から 2024 年 12 月までに経産省に報告された誓約違反事象について

a.違反件数の累計は 398 件となり、そのうち再発防止のための予防処置が済んでいない未完了案件は 112 件。

b.今回の調査で 未完了案件は 112 件のうち、15 件が完了となり残りの未完了案件は 97 件。

ウ. 2025 年 1 月から 12 月にかけて経産省に報告された誓約違反事象について

a.違反件数は 22 件。そのうち無断再移転が 1 件、無断再販売が 10 件、無断再輸出が 11 件となった。

b.年間の集計結果による対比では、2024 年（18 件）、2025 年（22 件）となった。

c.誓約書の種類別では「TYPE2」及び「TYPE3」が全体の 45%を占める。

d.違反の多くは「無断再輸出」が全体の半分を占める。

エ. 2015 年 1 月から 2023 年 12 月までに経産省に報告された誓約違反事象について

a.違反件数の累計は 420 件。

b.内、最終需要者が誓約事項を失念していた案件は 230 件。

②資料 No.4（上記①ア）について、委員より以下要旨の意見が挙がった。

ア. No.400　誓約書（Type3）で違反内容が無断再販売となっているが、誓約書（Type3）の場合の許可条件は通常「再輸出」のみで「再販売」は入らないと思うが、本案件は「再販売」も許可条件に入っていたため、対応したとの理解でよいのか。⇒確認した結果、「再移転」、「再販売」、「再輸出」の条件が付いていたためにこのような対応となった。

イ. No.400,405,406　違反発生を把握した経緯として、移設検知装置の作動により把握されたのか、移設検知装置の作動によらず把握された場合には、同装置が作動しなかった理由について確認が必要。⇒後日、確認をしたところ以下の回答を得た

No.400

発生を把握した経緯は移設検知装置の作動によるものではなく、機械販売先の台湾商社の経営が危ないという噂を聞き、現地に行き実機を確認したところ、２台の機械のうち、１台は無断で転売され、もう１台は借金のかたに差し押さえられている事が判明。機械の状態としては、２台とも移設検知装置と、弊社が独自で搭載している「設備使用期限制限機能」により、２重にロックがかかり、悪意ある使用はできない状態。案件発生の把握は、移設検知装置の動作がきっかけではないが移設検知装置が作動していることは確認できている。

No405

１台については、現在の需要者より連絡があり発覚したもの。機械の電源を入れていないとのことで、確認できておらず。すべての違反対応が終わったら調査を行う予定。また、その機械の違反対応の途中で旧需要者の所在の機械を調査したところ、もう２台無断転売されていることが発覚。その２台についてはマレーシア→中国の中古業者に転売されたようであるがその後所在不明であり移設検知装置が作動しているか不明。

No406

違反が発覚した経緯は、定期訪問確認により、機械の所在が確認できずに発覚したもの。現在、機械の所在が不明であり移設検知装置が作動しているか不明。

ウ．No.401　結果として様式 14 を戻されているが違反案件であるため、本調査結果に残すようにしたい。

エ．No.404　移設検知装置が古く作動しなかったとはどういうことか。⇒確認した結果、内製（初期バージョン）であるが、作動しなかったため、最新の移設検知装置に取り付けた（作動しなかった理由を自社で究明予定）。

オ．No.407　経産省の現実的な対応として現地中古機業者による事実上のストックを認めている感があるため、本案件の公表方法に工夫が必要。

カ．No.416　誓約違反の直接的発生原因は、最終需要者に転売後、購入者が移設しようとして、問合せした段階になって判明したように読み取れる。⇒回答者確認後、別添のとおりとなった。（別添：「需要者等における誓約違反事象集計結果（2025 年 1 月～2025 年 12 月に経産省に報告された案件）r1」参照。）

キ．今回の誓約違反事象を見ていると、最終需要者の認識不足や失念によるところが多く、今一度「再移転」、「再販売」、「再輸出」への理解度を深める必要性を感じる（輸出後の管理のテーマとして輸出管理研修会に加えるのも一案）。「再販売」には、①所有権の移転、②使用権の移転、③買収等による出資者の大幅な変更、事業内容の変更など、一

般的なイメージとしての「再販売」以外にも数々のパターンがあることを周知する必要がある。これは、以前作成した誓約書違反の未然防止のための説明資料の中にイラスト入で説明しているページがあるのでそれの活用も検討いただきたい。

ク. 今後も業界全体として誓約違反事象を減らすためにも、会員への再発防止のための個別周知が必要。

③以上の討議結果を踏まえ、6 月に開催予定の第 2 回輸出管理委員会において報告することとした。

（4）その他

①事務局及び松浦研究員より、「工作機械に関する安全保障輸出管理・規制内容の変遷」の改訂作業状況について報告があった。

ア. 2019 年 5 月発行の本冊子に記載されている機種ごとの規制内容の変遷について、2018 年 1 月 22 日以降に施行された内容の追加作業を開始。

イ. 2022 年 3 月施行でロシア規制に工作機械が一度に沢山規制追加されたため、ロシア・ベラルーシ規制について、他の規制内容と並列して並記（別表第２の規制条文に並列して、別表第２と別表第２の３を区分して並記）の予定。

ウ. 新たに規制対象となった積層造形装置、歯車加工機、測定装置の変遷内容は「関連工作機械」に追加するとともに、「関連工作機械」の欄を「積層造形装置」、「それ以外」に途中から２行に細分化する。

エ. 今後、機種ごとの規制内容変遷に係る解説について各委員で分担して作成（現在、松浦研究員作成中の機種ごとの規制内容の変遷表に基づいて解説を作成）。

②事務局より、4～5 月に実施予定の 2026 年度の輸出管理委員会に関する活動アンケートへの協力依頼があった。

→この活動アンケートを実施するにあたっては委員から事務局に対して以下の対応を行った後に部会にて個別案件についての取り組みを検討したい旨の発言があった：

ア. 要望内容や課題が不明瞭な案件は発案者に深掘り質問を行い、具体的課題明確にしてアンケート結果の一覧表に掲載してほしい。

イ. 昨年以前に却下した案件が再提案された場合は、却下された時点と何が異なるのかを聞き出しておく。変わっていないのなら発案者に取り下げてもらう。

ウ. 単なる質問や他社情報が知りたいだけの案件は、部会で検討するリストには載せない、または別リストとしてほしい。

③次回（第 10 回）部会を 2026 年 5 月 29 日（金）13:00～17:00、機械振興会館とオンラインにて開催。

④次々回（第 11 回）部会を 2026 年 6 月 26 日（金）13:00～17:00、機械振興会館とオンラインにて開催。

以上

配布資料

⑴日工会様式製造者チェックフォーム見直しに関する各社意見の集約結果
⑵2025 年度工作機械の輸出管理講習会 開催結果
⑶2025 年度輸出管理講習会　個別相談アンケート結果
⑷需要者等における誓約違反事象アンケート調査票(2025 年 1 月～12 月)
⑸需要者等における誓約違反事象【未完了一覧】（2015 年 1 月～2024 年 12 月）
⑹需要者等における誓約違反事象調査（2025 年 1 月～2025 年 12 月分）結果概要
⑺需要者等における誓約違反事象調査（2015 年～2025 年）結果概要